

令和7年(2025年)5月8日

東海市水道事業

東海市長 花 田 勝 重 様

東海市上下水道運営審議会

会 長 谷 口 庄 一



水道料金について(答申)

令和6年(2024年)11月1日付け経第67号で諮問のありましたこのことについて、当審議会において慎重審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

1 はじめに

東海市の水道事業は、昭和34年に上野町水道事業、横須賀町水道事業として創設され、昭和44年に加木屋ポンプ場・上野ポンプ場が運用を開始し、昭和53年には東海ポンプ場も整備され、このころには水道普及率が99.9%になるなど着実に事業を進めてきた。その後も長良川を水源とした名港導水路からの通水開始や新東海ポンプ場の運用開始など、市民にとって不可欠なインフラである水道を安定して確実に供給できるよう事業運営に努めてきたものである。

しかしながら、近年、社会構造の変化や環境意識の高まり、また節水機器の普及などに伴い水道使用量は年々減少しており、料金収入は減少の一途を辿っている。一方で、県営水道受水費の値上げや各種物価の高騰、また耐震化の推進に伴う経費の増加が重なり、水道事業の経営基盤は非常に厳しい状況になりつつあり、このままでは今後経営危機に陥ることが危惧されている。

当審議会では、市長からの諮問を受け、現在の水道事業の置かれた状況を踏まえたうえで、将来にわたって持続的に安定したサービス提供ができる体制を確保できるよう、様々な観点から慎重な審議を行ったものである。

2 答申について

水道は市民の日常生活に必要不可欠なインフラであり、水道事業は公営企業とし

て将来にわたり市民に安定的に水道水を提供すべき責務を負うものであるが、料金収入の減少や経費の増加等の影響をうけ水道事業の経営基盤は弱体化している。この状況が続くと、今後水道事業が継続できなくなるような事態も想定され、その場合は市民の日常生活に大きな悪影響が及ぶことになる。そこで、経営基盤の強化を図ることが急務であるが、この状況は経営努力だけで乗り越えられるものではない。今後も継続して水道事業を維持していくためには、水道料金を改定し料金収入を増加させることは不可欠なものである。

また、今後到来することが予測されている南海トラフ地震による被害を最小限に抑えるため、重要施設管路や基幹管路の耐震化を令和20年度までに完了させることは非常に重要であり、また、その後も老朽化した管路等の更新を行っていくことが求められている。その財源確保を含め、料金改定の規模としては全体で16.8%程度の改定をすることが適切であると考ええる。

3 水道料金改定に関する審議会の意見

現在、生活費等の高騰が続いている中、市民の理解を得るため、改定時期や改定の内容などについて、以下のとおり意見があった。

(1) 改定時期について

水道料金の改定時期については、できる限り早期に行うべきであり、大幅な赤字が見込まれる令和8年度の当初までには改定するべきである。

(2) 基本料金と従量料金の割合について

今後、水需要の減少が予想される局面では、料金全体に占める基本料金の割合を増加させていく必要がある。本市は、土地区画整理事業等の実施により比較的新しい水道管路が多いことから減価償却費が高く、また地形的要因に伴いポンプ施設が多いことなどから事業費用に占める固定費の割合が県内平均に比べ高い傾向にある。このことから、料金総額に占める基本料金の割合を県内平均以上の35%程度になるよう料金設定することが必要と考える。この割合に改定することで、使用水量の減少の影響を抑えて安定した収益を確保することが可能となる。

(3) 従量料金（逓増度）について

本市は、水量が増えるほど単価が上昇する逓増度が県内平均よりも高く、大口需要者に対して不均衡な状況であることから、これを是正するため、少量使用者

に重点を置いた改定になるよう検討すること。それにより大口需要者に偏っている収入構造を見直し、安定かつ公正な料金体系となるものである。

(4) 市民への影響について

一方で、市民への影響に対して配慮することも必要であり、改定後の料金水準が県内平均を下回る水準となることを希望する。市民生活への負担の増加は避けられないものではあるが、他市町と比較してあまりにも高額にならないよう留意して欲しい。

4 審議会からの提言

審議の過程においては、水道料金等の見直し以外にも、水道に関する様々な意見があり、以下のとおり行政には積極的な取り組みを要望する。

- (1) 水道料金の改定は、市民生活や事業活動に影響を与えるため、改定に至った理由を含め水道使用者に対して、わかりやすく納得のいく丁寧な説明を行うこと。
- (2) 昨今の自然災害や老朽化により水道施設が破損し、市民生活に大きな影響を及ぼしている状況が各地で見られる。老朽管路等の更新や耐震化を計画的に実施すること。
- (3) 水道に対する市民の理解は、水道への安心と信頼につながるため極めて重要である。安定供給の取り組みや経営状況等の理解が得られるよう、様々な形で積極的な情報発信を行うこと。
- (4) 料金改定の影響を受ける低所得者世帯等に対しては、水道事業だけではなく福祉分野のみならず他の施策と連携し総合的な視点から配慮すること。
- (5) 今後の水道事業の収支が改定の検討の際に見積もった将来見込みと乖離していないかを適宜確認し、見込みと乖離がある場合には、収支計画の見直しや料金改定の検討を実施すること。

